港地域安全だより

R8.
No.17



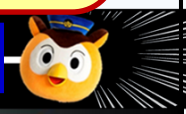
もしかして、児童虐待!?





児童虐待は、家庭内の発生が多く、潜在化・深刻化しやすい事件です。
警察では**児童の安全確保を最優先**とした対応を行っています。

～あなたの『気づき』が子どもを救うきっかけになります～



注目点



気づいたら通報を！

- 頻繁に怒鳴り声や泣き声がする家がある。
- 著しく痩せていたり、体が汚れた子がいる。
- 季節にそぐわない 服装をしている。
- 子どもの面前でのケンカや暴力・暴言。
- 車内に子どもが放置されている。









児童虐待の類型

●身体的虐待
児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること



●性的虐待
児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること



●怠慢又は拒否
児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること



●心理的虐待
児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと





『189』
児童相談所
全国共通ダイヤル
※最寄りの児童相談所につながります
受付時間…24時間

港警察署
広報紙
ここから
読めます

愛知県警察
愛知県港警察署
052-661-0110